

## ○学位規則（抄）

〔昭和 28 年 4 月 1 日〕  
〔文 部 省 令 第 9 号〕

### 第 4 章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第 6 条 法第 104 条第 4 項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 一 大学に 2 年以上在学し 62 単位以上を修得した者
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 四 その他前 3 号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第 104 条第 4 項の規定による同項第 2 号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。